

## 福井県警察の金属くず営業事務取扱規程

平成 28 年 3 月 18 日  
福井県警察本部訓令第 19 号

改正

令和元年12月3日本部訓令第32号 令和2年12月15日本部訓令第34号 令和3年3月22日本部訓令第17号  
令和4年3月18日本部訓令第12号

福井県警察の金属くず営業事務取扱規程を次のように定める。

福井県警察の金属くず営業事務取扱規程

福井県警察の金属くず営業事務取扱規程（昭和32年福井県警察本部訓令第15号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、金属くず営業条例（昭和32年福井県条例第32号。以下「条例」という。）及び金属くず営業条例施行規則（昭和32年福井県公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に基づく事務の取扱手続について定めることを目的とする。

（許可）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第3条の規定による金属くず商許可申請書（規則別記様式第1号）を受理したときは、次の各号の事項を調査し、支障がないと認めるものについては、速やかに、金属くず商許可証（規則別記様式第2号。以下「許可証」という。）を交付しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項及び添付書類を具備し、かつ、事実と相違していないこと。
- (2) 許可を受けようとする者が、条例第4条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

なお、欠格事由に該当するか否かについては、次により調査するものとする。

ア 第1号及び第2号関係

条例第4条第1号に定める者に該当するか否かについては、日本国籍を有する者については、本籍地の市区町村長及び情報管理課照会センター室へ照会すること。また、日本国籍を有しない者（法人の役員たる者を含む。）及び法人については、それぞれの内容に応じて地方検察庁に対して照会すること。

イ 第3号関係

条例第4条第3号に定める者に該当するか否かについては、第8条第3項の規定による通知の有無により確認すること。

ウ 第4号関係

条例第4条第4号に定める者に該当するか否かについては、規則第3条第1号に掲げる書類により確認すること。

エ 第5号関係

条例第4条第5号に定める者に該当するか否かについては、規則第3条第1号に掲げる書類により確認すること。

オ 第6号関係

条例第4条第6号に定める者に該当するか否かについては、原則として、許可を受けようとする者に対し、確認書（別記様式第1号）に所定の事項を記載させることにより確認するものとし、その適格性に疑義が生じるなど、真に必要が認められる場合には、生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）と協議の上、その適格性を判断するため追加の措置を講じるものとする。

カ 第7号関係

条例第4条第7号該当の有無については、法人の業務を行う役員に係る欠格事由該当の有無をアからオまでの要領で行うこと。

- 2 許可証の番号は、福井県警察における文書の管理に関する訓令（平成13年福井県警察本部訓令第28号）第30条に規定する所属記号（以下同じ。）を冠した警察署ごとの一連番号とし、金属くず営業の許可の更新や許可証の再交付などの事由があっても変更しないものとする。

（不適格等の取扱い）

第3条 署長は、前条第1項の調査の結果、申請者が条例第4条各号のいずれかに該当する疑いがあるときは、金属くず営業条例に基づく申請等に関する上申書（別記様式第2号）に、関係書類を添えて、主管課長を経由して福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申するものとする。

- 2 主管課長は、公安委員会による不許可の決定があった場合、不許可通知書（別記様式第3号）を作成するとともに、署長を経由して当該申請者に交付するものとする。
- 3 前項の場合において、不許可通知書を交付した署長は、受領書（別記様式第4号）を当該申請者から徴取し、主管課長に送付するものとする。

（行商の届出）

第4条 署長は、規則第5条の規定による金属くず行商の届出を受理したときは、その記載事項並びに添付書類及び写真を具備し、かつ、事実と相違していないかを確認後、速やかに金属くず行商届出済の証（規則別記様式第4号。以下「届出済の証」という。）を交付しなければならない。

- 2 届出済の証には、所定の箇所に写真を貼り付け、福井県公安委員会印（10号）をもって契印するものとする。
- 3 届出済の証の番号は、所属記号を冠した警察署ごとの一連番号とし、届出の更新や届出済の証の再交付などの事由があっても変更しないものとする。

（許可証及び届出済の証の更新）

第5条 署長は、規則第7条の規定による許可証又は届出済の証の更新申請書（規則別記様式第5号）を受理したときは、その記載事項及び添付写真が事実と相違していないかを確認後、新たな許可証又は届出済の証を作成し、有効期間満了の日の翌日までに旧許可証又は旧届出済の証と引き換えに交付しなければならない。

なお、旧許可証又は旧届出済の証は、申請書に添えて保存しておくこと。

- 2 前項の場合において、当該許可証又は当該届出済の証の有効期間内に新許可証または新届出済の証を交付するときは、その有効期限は、旧許可証又は旧届出済の証の

有効期限の翌日から起算して3年に当たる日とするものとする。

(許可証及び届出済の証の書換え)

第6条 署長は、規則第8条の規定による許可証又は届出済の証の書換え申請書(規則別記様式第6号)を受理したときは、その記載事項の事実を確認後、許可証又は届出済の証の当該事項を書き改め、かつ、異動事項欄にその旨を記載し、福井県公安委員会印(6号)を押して交付しなければならない。

2 前項の場合において、金属くず商の営業所の所在地又は金属くず行商の住所地若しくは主たる行商地域(以下「所在地等」という。)が他の警察署の管轄区域に変更となるときは、署長は、変更後の所在地等を管轄する署長に当該金属くず商許可証台帳(別記様式第5号)又は金属くず行商台帳(別記様式第6号)に関係書類を添えて送付しなければならない。

(許可証及び届出済の再交付)

第7条 署長は、規則第9条の規定による許可証又は届出済の証の再交付申請書(規則別記様式第7号)を受理したときは、その記載事項及び写真が事実と相違していないかを確認後、許可証又は届出済の証の異動事項欄にその旨を記載し、申請者に再交付しなければならない。

(行政処分の上申)

第8条 署長は、管轄区域内の金属くず商又は営業関係者(管理者、法人の業務を行う役員、法定代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)が、条例第21条の規定に該当し、行政処分の必要があると認めるときは、金属くず営業者に対する行政処分上申書(別記様式第7号)により主管課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

2 主管課長は、内容を審査し、金属くず営業者行政処分手続書(別記様式第8号)及び行政処分理由書(別記様式第9号)に疎明資料を添付して公安委員会に処分を上申するものとする。

3 主管課長は、公安委員会による処分の決定があった場合、営業停止命令書(別記様式第10号)又は許可取消処分通知書(別記様式第11号)を作成し、上申元の署長に送付するとともに、許可等の判断に資するために、他の全ての署長に対し、処分に関する事項を通知するものとする。

4 署長は、被処分者に営業停止命令書又は許可取消処分通知書を交付するとともに、受領書を徴取し、主管課長に送付するものとする。

(違反の通報)

第9条 署長は、他の警察署の管轄区域に属する金属くず商又は営業関係者が条例に違反したことを認めるときは、当該署長に通報しなければならない。

(訴えの提起)

第10条 署長は、公安委員会又は署長の処分について審査請求、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)により訴えを提起し、若しくは提起しようとする者があることを知ったときは、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

(許可台帳)

第11条 署長は、金属くず許可証台帳を備え、新たに許可証を交付したときはこれに登載し、許可証の書換えをしたとき、又は廃業し、死亡し、若しくは法人が解散したとき、又は行政処分のあったときは、その都度許可台帳に記載し、整理しなければならない。

(届出台帳)

第12条 署長は、金属くず行商台帳を備え、届出済の証を交付したときは、これに登載し、届出済の証の書換えをしたとき、又は廃業し、若しくは死亡したときは、その都度当該台帳に記載し、整理しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月3日福井県警察本部訓令第32号）

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年12月15日福井県警察本部訓令第34号）

この規程は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和3年3月22日福井県警察本部訓令第17号）

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式省略